

横浜市転院搬送ガイドライン

制定 平成 18 年 10 月 1 日

改定 令和 5 年 4 月 1 日

▶ 転院搬送を依頼する場合は、次の要件 1、2を確認してください。

【要件 1】 転院搬送要請の基準

次の①②③の全てに該当すると医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。

- ① 緊急に処置が必要であること
- ② 要請元医療機関において治療が困難であること
- ③ 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと

上記要件に一つでも満たしていない場合は、消防機関の救急車での転院搬送はできません。
医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者（※1）を御利用ください。

【要件 2】 搬送先医療機関の確保、医師等の同乗

次に④⑤⑥を確認し、転院搬送依頼書を作成後に、転院搬送要請をしてください。

- ④ あらかじめ搬送先の医療機関が決定し、受入れの了解が得られていること
- ⑤ 搬送先医療機関は原則、横浜市内又は横浜市隣接医療圏の医療機関であること
- ⑥ 患者とともに医師又は看護師が同乗すること。医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明すること

▶ 転院搬送の具体的な流れについて

- 1 【要件 1】 転院搬送要請の基準にすべて該当するかを確認してください。
- 2 搬送先医療機関の受入れ確認を行ってください。搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター（045-242-2199）」（※2）の活用を検討してください。
- 3 搬送先医療機関の確保や医師の同乗等の確認が取れたら、転院搬送依頼書を作成し、消防司令センターに FAX 送信（原則）したのち、119 番通報で転院搬送要請を行ってください。
なお、消防司令センターの FAX 番号は、**119**です。
- 4 消防司令センターで 119 番要請を受けたあと、要請元医療機関直近の救急隊が出場します。
- 5 救急車到着までに事前準備（ベッドからの移動、搬入口付近で待機等）をお願いします。
- 6 救急車が要請元医療機関に到着したら、転院搬送依頼書を救急隊員に渡してください。
- 7 患者とともに医師又は看護師が救急車に同乗し、搬送中の患者の容態管理等をお願いします。やむを得ぬ事情があり医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明するとともに、救急隊員へ処置等の必要な申し送りをお願いします。
- 8 搬送中に重篤な容態（心肺停止など）に急変した場合は、救急隊員が消防司令センターにいる横浜市救命指導医に指示を仰ぎ、その救命指導医の指示のもとで搬送先医療機関が直近の救命救急センター等に変更となる場合があります。
- 9 医師又は看護師が救急車に同乗した場合は、地域救急医療体制確保の観点から、救急車に同乗し帰院することができるものとします。帰院までは緊急走行ではなく、通常走行になります。また、帰院途上に救急出場指令があった場合は、救急現場まで同乗するか、その場で降車することとします。そのほか、搬送医療機関での引継ぎは、速やかに行うなど、円滑な救急業務の実施に御協力ください。

※1 患者等搬送事業者について

横浜市消防局では「横浜市患者等搬送事業認定要綱」を制定しています。当該要綱により横浜市消防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございますので参考にしてください。

患者等搬送事業者一覧は、横浜市 Web ページの「民間の患者搬送車」から閲覧できます。

※2 神奈川県救急医療中央情報センターについて（24 時間 365 日受付）

神奈川県救急医療中央情報センターでは、県内の医療機関（病院・診療所）・救急隊を対象に患者様の転院搬送先の情報を提供しています。搬送先医療機関をお探しの際にご活用いただけます。

電話番号：045-242-2199

転院搬送要請 フローチャート

